

第44回 静岡県地方港湾審議会

説明資料

田子の浦港 港湾計画（軽易な変更）



田子の浦港

令和5年3月22日（水）
静岡県 交通基盤部
港湾局 港湾企画課

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

静岡県交通基盤部

1

目次

I

諮問事項

II

田子の浦港の概要

III

第1号議案：港湾計画の軽易な変更

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

静岡県交通基盤部

2

I 諮問事項 (1) 静岡県地方港湾審議会について

1. 概要

港湾管理者は、当該港湾に関する重要事項を調査審議させるため、地方港湾審議会を置くものとし、組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

※「港湾法」第35条の2

静岡県の管理する港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項を調査審議するため、静岡県地方港湾審議会を置く。 ※静岡県地方港湾審議会条例第1条

2. 諮問事項

- (1) 港湾計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 港湾環境整備負担金の負担に関する事項
- (3) その他港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項

3. 静岡県地方港湾審議委員

- | | |
|------------------|--------|
| ① 学識経験者 | 8名 |
| ② 港湾関係者 | 6名 |
| ③ 国の地方行政機関の職員 | 4名 |
| ④ 議会の議員を代表する者 | 1名 |
| ⑤ 臨時委員（該当港湾所在市町） | 1名 |
| | 合計 20名 |

※ 臨時委員：知事が必要と認める者

4. 静岡県地方港湾審議会幹事会

○幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び臨時委員を補佐する。（静岡県地方港湾審議会条例第7条第3項）

○幹事会は審議会において審議すべき事項について、予め調査審議し、議決する。

○幹事長は、前項による幹事会の経過及び結果を審議会に報告する。

※静岡県地方港湾審議会運営要領第7条(幹事会)

5. 最近5年間の開催状況

第40回（H31. 3）

- ▶ 清水港港湾計画（軽易な変更）
江尻地区公共埠頭計画の変更ほか

第41回（R1.5）

- ▶ 御前崎港バイオマス発電施設 建設許可

第42回（R3.2）

- ▶ 地方港湾審議会運営要領 変更
- ▶ 清水港港湾計画（改訂）
- ▶ 御前崎港港湾計画（軽易な変更）
女岩地区土地利用計画の変更

第43回（R4.10）

- ▶ 清水港港湾計画（軽易な変更）
- ▶ 清水港臨港地区内の区分の変更
- ▶ 清水港臨港地区内における構造物建設許可
- ▶ 田子の浦港臨港地区・区分の指定

3

I 諮問事項 (2) 第44回静岡県地方港湾審議会について

今回の諮問内容

議案	港湾	項目	箇所	概要
第1号	田子の浦港	【港湾計画】 軽易な変更	依田橋地区	小型船溜まり計画の変更 土地造成計画の変更 土地利用計画の変更

目次

I

諮問事項

II

田子の浦港の概要

III

第1号議案：港湾計画の軽易な変更

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

静岡県交通基盤部

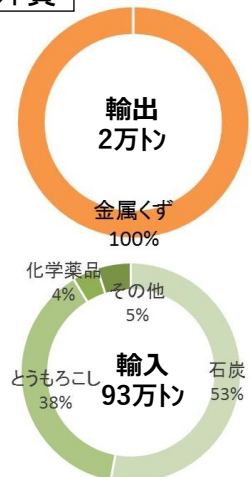
5

II 田子の浦港の概要

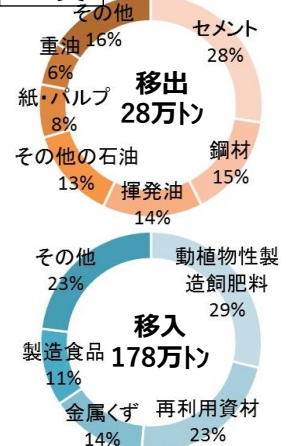


外貿

2021年統計



内貿



6

目 次

I 諮問事項

II 田子の浦港の概要

III 第1号議案：港湾計画の軽易な変更

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

静岡県交通基盤部

7

III 第1号議案：港湾計画の軽易な変更～港湾計画について～

港湾計画について

一定の水域と陸域からなる港湾空間において、開発、利用及び保全を行うにあたっての指針となる基本的な計画であり、

港湾法第三条の三に規定される法定計画

➤ **通常10年から15年程度の将来を目標年次**とし、その港湾の開発、利用及び保全の方針を明らかにするとともに、取扱可能貨物量などの能力、その能力に応じた港湾施設の規模及び配置、さらに港湾の環境の整備及び保全に関する事項などを定めることとなっている。

田子の浦港湾計画は、平成13年7月に改訂

その後、5回軽易な変更を実施、直近では平成22年に実施

(港湾計画の主な方針)

物流・生産機能の拡充とともに多様化する港湾への要請にも適切に対応していくため、「産業活動を支える物流機能の高度化」と「市民生活向上への寄与」を目標に掲げる。

Ⅲ 第1号議案：港湾計画の軽易な変更 ～変更の区分～

港湾計画の軽易な変更について

【港湾計画の変更等の区分】

既に策定された港湾計画を変更し、新たに港湾施設や区域を位置づける場合は、港湾法施行規則に基づき、「改訂」、「一部変更」、「軽易な変更」に区分される。

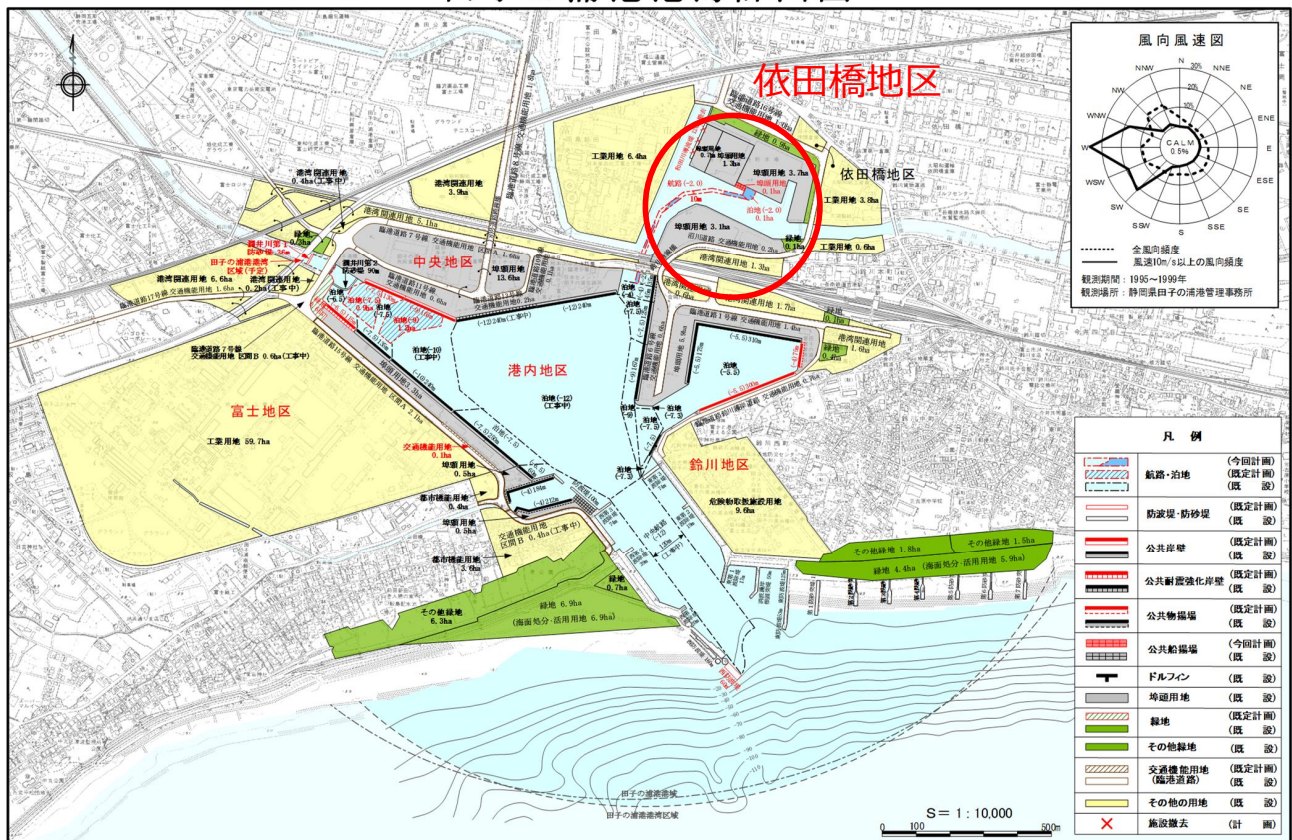
【軽易な変更】

なかでも改訂、一部変更は、国の交通政策審議会へ諮問し、適合を確認するが、以下の①～⑥に該当しない軽微な変更の場合は、「軽易な変更」として、地方港湾審議会に諮り、国土交通大臣へ送付することで変更が可能となる。

- ① 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針
- ② 港湾の取扱貨物量、船舶乗降旅客数その他の能力に関する事項
- ③ 港湾の能力に応ずる水域施設、係留施設など港湾施設の規模及び配置に関する事項
(施設の敷地面積が、3 ha以上増減する規模に関する事項、
(面積20ha以上の土地造成及び土地利用に関する事項の追加、削除、規模及び変更)
- ④ 港湾の環境の整備及び保全に関する事項
- ⑤ 港湾の効率的な運営に関する事項
- ⑥ その他港湾の開発、利用及び保全並びに隣接する地域の保全に関する重要事項

Ⅲ 第1号議案：港湾計画の軽易な変更

田子の浦港港湾計画図



Ⅲ 第1号議案：港湾計画の変更 ～依田橋地区～

■ 小型船だまり再検討結果（港湾計画図：港湾施設の規模及び配置）

航路 水深2m 幅員10m [新規計画]
 泊地 水深2m 面積0.1ha [新規計画]
 船揚場 幅6m [新規計画]

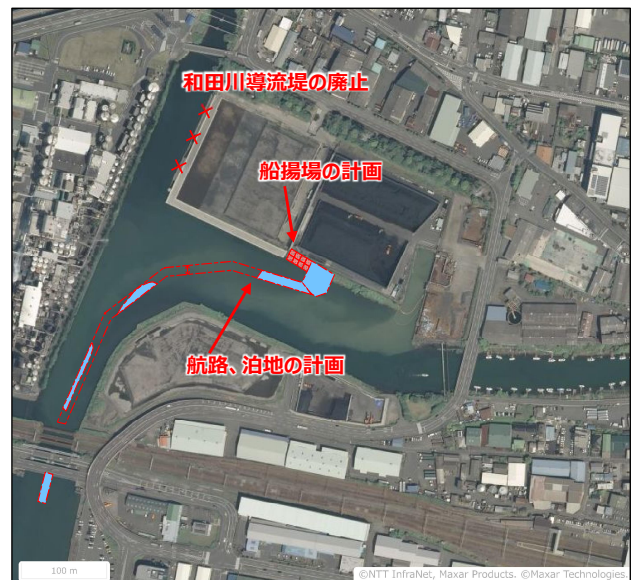
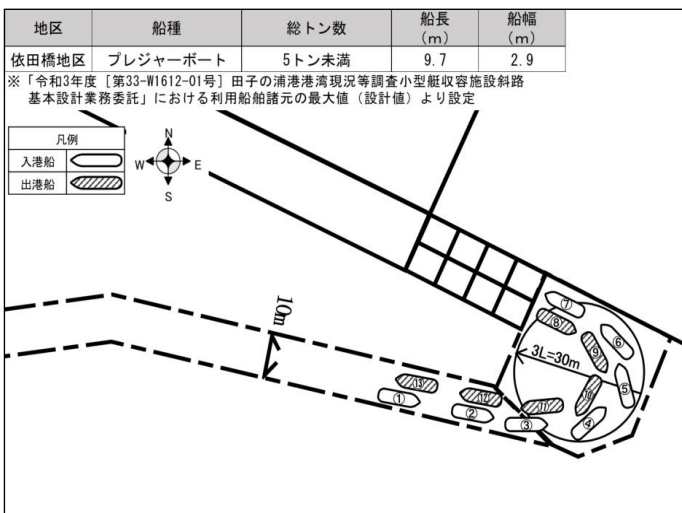


11

Ⅲ 第1号議案：港湾計画の変更 ～依田橋地区～

■ 操船例図

➤ 今回変更する小型船溜まりに係る操船例図は、次のとおり。



Ⅲ 第1号議案：港湾計画の変更 ～依田橋地区～

■ 航路幅の設定根拠図 ※収容するプレジャーボートの最大船長から決定

- ▶ 小型船だまりの航路幅等の設定根拠は、以下のとおり。
プレジャーボートの必要航路幅は、**10m**以上必要。

【港湾の施設の技術上の基準・同解説（H30.5）p 864】

2.3 2.3.1 (1)

②船舶の行き会いを想定する航路においては、一般的に**1.0L**以上の適切な幅とすることが出来る。

船種	L=船長 (m)	B=船幅 (m)	必要水深 (m)	算定式
プレジャーボート	9.7	2.9	1.6	$1.0L = 1.0 \times 9.7 = 9.7\text{m} \approx 10.0\text{m}$

■ 航路・泊地の設定根拠 ※収容するプレジャーボートの最大船長から決定

- ▶ 小型船だまりの航路・泊地の設定根拠は、以下のとおり。
プレジャーボートの航路・泊地は、**直径30m**以上の**回頭円**が確保できる水域が必要。

【港湾の施設の技術上の基準・同解説（H30.5）p 904】

3.2 ② (b)

2) 自力による回頭の場合には、対象船舶の**全長の3倍**を直径とする円

船種	L=船長 (m)	B=船幅 (m)	必要水深 (m)	算定式
プレジャーボート	9.7	2.9	1.6	$3.0L = 3.0 \times 9.7 = 29.1\text{m} \approx 30.0\text{m}$

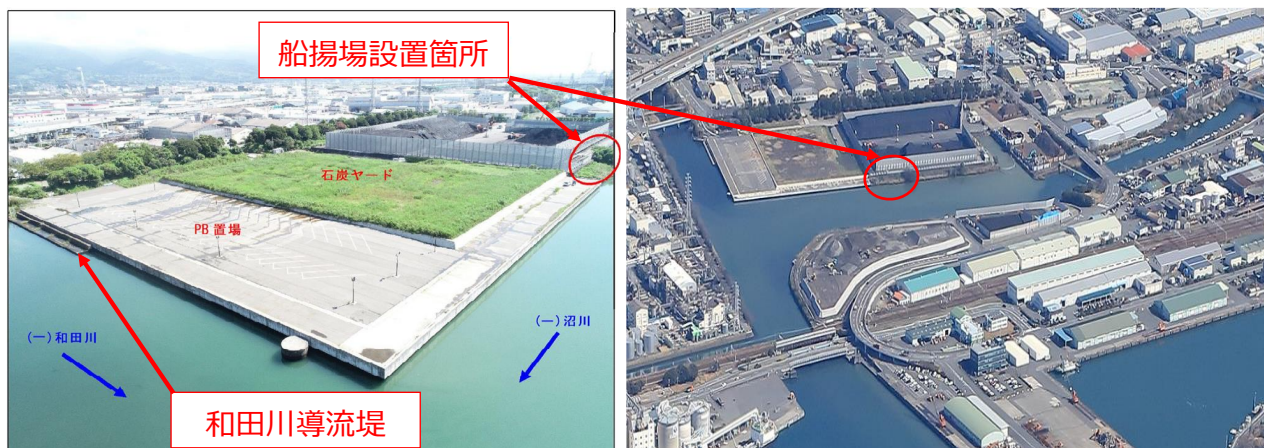
13

Ⅲ 第1号議案：港湾計画の変更 ～依田橋地区～

- 今回は、軽易な変更（H22.3）以降に開催された**富士市水域利用調整会議**にて決定した整備方針に対応するため、既定計画を変更する。

【変更内容】

- ⇒ ①**プレジャーボート陸揚げ方法の変更**（船揚場、航路、泊地の新規計画）
- ②**和田川導流堤の撤去**



14

■ 港湾の環境の保全

対象	計画変更に伴う影響と評価
大気質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負荷が著しく増大するものではないことから、影響は軽微であると考えられる。
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾からの発生集中交通量は著しく増大するものではないことから、騒音・振動による影響は軽微であると考えられる。
潮流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 造成される土地は港内側に位置しており、潮流の大きな変化も想定されないことから、潮流に与える影響は軽微であると考えられる。
水質・底質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 潮流の大きな変化も想定されないことから、水質・底質に与える影響は軽微であると考えられる。
生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気質、水質・底質への影響は軽微であると予想されることから、生態系への影響は軽微であると考えられる。
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に及ぼす影響は軽微なものであると考えられる。 ・ なお、今後とも環境保全について十分配慮するとともに、本計画の実施にあたっては、工法・工期等について検討し、十分な監視体制のもとに、環境に与える影響を少なくするよう慎重に行うものとする。